

平成29年2月22日 第1回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成29年2月22日（水）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 29 年 2 月 22 日（水）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 29 年第 1 回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	会期の決定	
2	報 告 第 1 号	専決処分の報告	
3	議 案 第 1 号	北河内 4 市リサイクル施設組合職員等の旅費 に関する条例の一部改正	
4	議 案 第 2 号	平成 28 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 補正予算（第 2 号）	
5	議 案 第 3 号	平成 29 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 予算	
6	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成29年第1回定例会会議録

1. 開 会 平成29年2月22日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)	1 番	堤 幸子	(枚方市議会)
	2 番	手塚 隆寛	(")
	3 番	妹尾 正信	(")
	4 番	漆原 周義	(")
	5 番	上野 尚子	(")
	6 番	梶本 孝志	(寝屋川市議会)
	7 番	廣岡 芳樹	(")
	8 番	元橋 理浩	(")
	9 番	石本絵梨菜	(")
	10番	藤本美佐子	(四條畷市議会)
	11番	森本 勉	(")
	12番	山本 景	(交野市議会)
	13番	皿海 ふみ	(")

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者	北川 法夫	(寝屋川市長)
副管理者	伏見 隆	(枚方市長)
副管理者	東 修平	(四條畷市長)
副管理者	黒田 実	(交野市長)
会計管理者	中村 貴次	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	松村 泰則	(兼務)
課長代理	北田 芳徳	
係長	岡本 次男	(兼務)
係長	小西 仁志	(兼務)
主査	木村 茂弘	
主査	重岡 彰	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	理事兼環境部長	川口	浩
	環境部部長		
	兼ごみ処理施設建設室長	中井	重典
	環境部次長		
	兼環境総務課長	高田	一徳
（枚方市）	環境部長	阪本	徹
	環境総務課長	重村	篤也
（四條畷市）	都市整備部長	吐田	昭治郎
	生活環境課長	笠井	政義
（交野市）	環境部長	奥西	隆
	環境部付部長		
	兼環境総務課長	竹村	修

1. 出席事務職員

書記長	松村	泰則（兼務）
書記	白石	金吾
書記	岡本	次男（兼務）
書記	小西	仁志（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成29年第1回定例会会議録目次
(平成29年2月22日)

開議（午後2時）	1
出席状況の報告	1
漆原周義議長の開会宣言	1
北川法夫管理者の開会の挨拶	1
会議録署名議員指定（森本勉議員と山本景議員）	2
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成28年11月24日から平成29年2月21日までの諸会議の報告）	2
報告第1号 専決処分の報告	2
北田芳徳課長代理の提案理由説明	2
報告第1号採決	3
議案第1号 北河内4市リサイクル施設組合職員等の旅費に関する条例の 一部改正	3
北田芳徳課長代理の提案理由説明	3
1番 堤幸子議員の質疑	4
1 4市リサイクル施設での条例改正が遅れた理由は何か。	
2 意見、要望	
松村泰則事務局長の答弁	4
堤幸子議員の再質問	5
議案第1号採決	5
議案第2号 平成28年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）	5
北田芳徳課長代理の提案理由説明	5
議案第2号採決	6
議案第3号 平成29年度北河内4市リサイクル施設組合予算	7
北田芳徳課長代理の提案理由説明	7
1番 堤幸子議員の質疑	9
1 歳出 衛生費 環境調査委託について	

松村泰則事務局長の答弁	9
堤幸子議員の再質問	9
松村泰則事務局長の答弁	9
堤幸子議員の再々質問	10
2番 手塚隆寛議員の質疑	10
1 直近のペットボトルの引渡量（再商品化量）はどれくらいか。	
2 ペットボトル有償入札拠出金とはどういうものか。	
3 議員報酬の廃止に向けての検討を始めるべきだと考えるが、 見解を問う。	
松村泰則事務局長の答弁	10
手塚隆寛議員の再質問	10
松村泰則事務局長の答弁	11
手塚隆寛議員の再々質問	11
13番 皿海ふみ議員の質疑	11
1 平成29年度の再商品化事業者の予定はどうなっているか。	
2 環境調査について	
(1) 平成29年度の環境調査において、何か改善を行う点はある のか。	
(2) 悪臭測定調査について、臭気指数の測定を実施すべきと考 えるが、考えを改めてお聞きしたい。	
(3) 施設周辺の住民から、様々な悪臭に関する訴えが引き続き出 されていることについて、組合としてどのように認識している か。	
松村泰則事務局長の答弁	12
皿海ふみ議員の再質問	13
松村泰則事務局長の答弁	13
1番 堤幸子議員の反対討論	14
12番 山本景議員の反対討論	14
議案第3号採決	14
一般質問	14

2 番	手塚隆寛議員の一般質問	1 5
	1 プラスチック製容器包装を再商品化する仕組みや流れについて	
	2 今後の需要予測などの見直しを含めて考え直す必要があると考えるが、見解を問う。	
	3 排ガスの影響により健康被害や体の不調を訴えている住民がいるが、被害状況などの把握や話し合いなどを行っているのか。	
	松村泰則事務局長の答弁	1 5
	手塚隆寛議員の再質問	1 5
	松村泰則事務局長の答弁	1 6
	手塚隆寛議員の再々質問	1 6
9 番	石本絵梨菜議員の一般質問	1 6
	1 健康被害について	
	2 活性炭について	
	(1) 活性炭の契約業者は、どのように決めているのか。	
	(2) 活性炭の交換頻度は、どのようにしているのか。	
	(3) 活性炭の吸着能力、品質は重要であるが、どんな活性炭を購入するのか。	
	(4) 活性炭の効果と検証は、どのように行っているのか。	
	松村泰則事務局長の答弁	1 7
	石本絵梨菜議員の再質問	1 7
	松村泰則事務局長の答弁	1 7
	石本絵梨菜議員の再々質問	1 8
12 番	山本景議員の一般質問	1 8
	1 平成 27 年度の 4 市におけるプラスチック製容器包装の廃棄量は何トンか。	
	2 平成 27 年度の 4 市におけるプラスチック製容器包装のうち 4 市組合への搬入量は何トンか。	
	3 平成 27 年度の 4 市におけるプラスチック製容器包装のうち 4 市組合からの搬出量は何トンか。	

- 4 平成 27 年度の各再商品化事業者へのプラスチック製容器包装の搬出量はそれぞれ何トンか。
- 5 平成 27 年度の各再商品化事業者の再商品化率は何%か。
- 6 平成 27 年度のプラスチック製容器包装のリサイクル率は何%か。
- 7 平成 27 年度、4 市で発生したプラスチック製容器包装のうち何%が再商品化されたか。
- 8 4 市組合と各再商品化事業者双方が分別するのは無駄ではないか。
- 9 再商品化率とリサイクル率が異なるのはなぜなのか。
- 10 ケミカルリサイクルといっても単に製鉄所で焼却しているのが現状であり、また、マテリアルリサイクルといっても半分焼却しているのが現状であることから、4 市組合はやめるべきではないか。

松村泰則事務局長の答弁	19
山本景議員の再質問	19
松村泰則事務局長の答弁	20
山本景議員の再々質問	20
松村泰則事務局長の答弁	21
北川法夫管理者のお礼の挨拶	22
漆原周義議長の開会の挨拶	22

閉会（午後 3 時 11 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名

付議事件結果一覧表

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長 (漆原 周義君) 本日は何かとご多忙の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、四條畷市の東修平市長が 1 月 20 日より北河内 4 市リサイクル施設組合の副管理者になられましたので、ご紹介いたします。

それでは、開会に先立ち、議会事務担当書記長に議員の出席状況を報告させます。松村書記長。

○書記長 (松村 泰則君) 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名でございます。以上で報告を終わります。

○議長 (漆原 周義君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 29 年第 1 回定例会を開会いたします。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。北川管理者。

○管理者 (北川 法夫君) 本日、平成 29 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては公私何かとお忙しい中、またご多用の中にもかかわりませずご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、リサイクルプラザの稼働から 9 年が経過いたしました。この間、構成各市の市民の皆様への分別排出に対するご理解とご協力をいただきながら、順調な処理を行うことができ、現在では、年間 1 万トンを超えるプラスチック製容器包装類の中間処理を行うことができます。

今後とも、施設の運営に当たりましては、構成 4 市及び関係者の皆様とより一層連携を図りながら、安全を第一に円滑かつ着実に遂行してまいりたい所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

さて、本日提案させていただきます案件は、専決処分の報告が 1 件、条例案件が職員等の旅費に関する条例の一部改正の 1 件、予算案件が平成 28 年度補正予算並びに平成 29 年度予算の 2 件、合計 4 件でございます。

案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重にご審議いただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。開

会に当たりましたのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（漆原 周義君） 次に、本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、森本勉議員と山本景議員の2名を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（漆原 周義君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。平成28年11月24日から平成29年2月21日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご了承いただきますようお願いいたします。

日程第2、報告第1号 専決処分の報告を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。北田課長代理。

- 課長代理（北田 芳徳君） ただいま上程いただきました報告第1号 専決処分の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案につきましては、緊急を要し、組合議会を招集するいとまがないと認めため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、管理者において専決したものでございまして、同条第3項の規定により、ご報告し承認を求めらるものでございます。

それでは専決第3号 北河内4市リサイクル施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。議案書の2ページ及び参考資料の1ページをお開き願います。

改正理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、介護時間が新設されることに伴い、職員の休暇として介護時間を設けるため、一部改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、職員の休暇に介護時間を加えるとともに、任命権者の承認を受けなければならないことを規定するものでございます。

また、附則として、施行期日を平成29年1月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（漆原 周義君） これから質疑に入ります。なお、会議規則により、いずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないよう念のためお知らせします。これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） 討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3、議案第1号 北河内4市リサイクル施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。北田課長代理。

○課長代理（北田 芳徳君） ただいま上程いただきました議案第1号 北河内4市リサイクル施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の4ページ及び参考資料の3ページをお開き願います。

本案は、旅費について、宿泊料、日当及び食卓料の見直しを行うため、北河内4市リサイクル施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、条例案の要旨につきましてご説明を申し上げます。

第4条第2項の改正は、出張命令等は、第7条に規定する経路及び方法、すなわち、天災その他やむを得ない事情による場合などを除き、最も経済的な通常の経路及び方法により発するものとするを規定するものでございます。

第6条の改正は、旅費の種類から、日当及び食卓料を削るとともに、宿泊料は、出張中の夜数に応じ実費額により支給することとするものでございます。

第9条及び第11条を削る改正は、定額により支給することを前提とした、日当及び宿泊料に関する減額及び調整の規定を削るものでございます。

第13条の改正は、職員以外の者に支給する旅費について、規定の整理を行うもので

ございます。

第 18 条を削る改正は、日当に関する規定を削るものでございます。

第 19 条第 1 項の改正は、宿泊料の額は、宿泊施設の利用に要する費用等の実費額とし、ただし、当該実費額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額とすることとするものでございます。

第 20 条及び第 22 条を削る改正は、食卓料に関する規定及び日当に関わる規定を削るものでございます。

別表を削る改正は、日当、宿泊料及び食卓料の定額に関する規定を削るものでございます。

附則といたしまして、第 1 項は、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしております。

附則第 2 項は、経過措置として、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張について適用することとするものでございます。

なお、この後ご説明いたします平成 29 年度組合予算案におきましては、本議案と同時に上程させていただきますことから、現行の旅費条例に基づく日当等を計上いたしております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、原案どおりご協賛を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（漆原 周義君） これから質疑に入ります。順次、質疑を許します。

まず、通告に従い、堤議員の質疑を許します。堤議員。

○1 番（堤 幸子君） 枚方市の堤でございます。よろしく願いいたします。

ただいま報告されました条例の一部改正について 1 点質問させていただきます。今回の改正については管理市である寝屋川市において平成 28 年 4 月の施行で旅費の制度改正があったことから同様の取扱いをされたものと聞いております。組合においてはこれまでも管理市である寝屋川市の諸制度に倣って同様の改正をしてこられている経過からも、今回の改正をすること自体には何ら問題があるとの認識はありませんが、その間寝屋川市においてはこの 1 年前に条例改正を上程議決の上、施行されていること、本組合においては今回提案され、施行日が 29 年 4 月 1 日と 1 年遅れの改正となっております。その遅れた理由についてお聞かせください。

○議長（漆原 周義君） 理事者から答弁を求めます。松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 堤議員の質問にお答えいたします。

組合において条例等を改正する場合、原則といたしましては管理市に合わせて改正しておりますが、今般の改正につきましては、組合議会でのご指摘を受け、寝屋川市の改正内容を確認した上で、組合の制度等に沿った案を作成し、例規審査の後、上程させていただいたことから、管理市と比べ改正時期に差が生じたものでございます。今後の改正等の手続に当たりましては、時機を失しないよう適切な事務執行に努めてまいります。以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 堤議員。

○1 番（堤 幸子君） ありがとうございます。組合の制度や実態に沿った案を十分作成するために改正時期に差が生じるということですのでけれども、昨年7月に行われた第1回臨時議会で報告された専決事項でも行政手続条例等の一部改正の改正内容で、行政手続法関係によるものにおいては平成27年3月の寝屋川市議会で可決された内容に基づいており、1年以上遅れての改正、番号法関係によるものについても10か月を要されております。今回も1年遅れの改正となっております、どれも時間が掛かり過ぎだと思います。条例の内容によっては住民に不利益が生じる場合も考えられますので、今後はできるだけ速やかな事務執行を行っていただいで対応するように求め、質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（漆原 周義君） これにて堤議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 平成28年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。北田課長代理。

○課長代理（北田 芳徳君） ただいま上程いただきました議案第2号 平成28年度

北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の平成 28 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算書 1 ページをお開き願います。また、併せまして参考資料の 10 ページも併せてご参照願います。

平成 28 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 億 7477 万 9000 円の予算の範囲内において予算の更正をする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。補正予算書の 4 ページ、5 ページをお開き願います。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金につきましては 1414 万 5000 円の減額補正でございます。本補正の理由につきましては、繰越金の予算計上に伴う各市負担金の精算でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が 695 万 6000 円の減額、寝屋川市負担金が 436 万 8000 円の減額、四條畷市負担金が 131 万 1000 円の減額、交野市負担金が 151 万円の減額となっております。

次に 5 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金につきましては 1414 万 5000 円の補正でございます。理由につきましては、平成 27 年度決算における実質収支額、決算剰余金を繰越金として予算措置するため、補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（漆原 周義君） これから質疑に入ります。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(漆原 周義君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号 平成29年度北河内4市リサイクル施設組合予算を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。北田課長代理。

- 課長代理(北田 芳徳君) ただいまご上程いただきました議案第3号 平成29年度北河内4市リサイクル施設組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の平成29年度北河内4市リサイクル施設組合予算書1ページをお開き願います。また、参考資料の11ページも併せてご参照お願いいたします。

平成29年度北河内4市リサイクル施設組合の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4808万1000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

それでは以下、内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げます。予算書の12ページ、13ページをお開き願います。

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、本年度226万円でございます。主な内容といたしましては、組合議員13人分の報酬が195万円、行政視察に要する経費が18万5000円、会議録の作製に要する経費が9万8000円などでございます。

なお、行政視察に要する経費のうち、旅費につきましては、議案第1号 職員等の旅費に関する条例の一部改正のご説明の際に申し上げましたとおりの内容でございます。

次の14ページ、15ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、本年度6886万円でございます。主な内容といたしましては、特別職の報酬などの人件費が77万6000円、リサイクルプラザ啓発物品作成に要する経費が81万6000円、施設総合管理委託などの各種委託料が747万5000円、派遣職員6人分の人件費など各種負担金5814万7000円などでございます。

次の16ページ、17ページをお開き願います。

2目 公平委員会費、本年度4万9000円でございます。内容といたしましては、公

平委員会委員 3 人分の報酬 2 万 4000 円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、本年度 21 万 5000 円でございます。内容といたしましては、監査委員 2 人分の報酬 19 万円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

次の 18 ページ、19 ページをお開き願います。

3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、本年度 2 億 5655 万 7000 円でございます。主な内容といたしましては、北河内 4 市リサイクルプラザ地域環境保全協議会に要する経費が 4 万 9000 円、施設稼働に要する経費といたしまして運転消耗品費が 1966 万 3000 円、光熱水費が 2203 万 8000 円、修繕料が 1509 万 2000 円、運転管理等業務委託などの各種委託料が 1 億 9890 万 6000 円などでございます。

次の 20 ページ、21 ページをお開き願います。

4 款 公債費、1 項 公債費、1 目 元金、本年度 1 億 318 万 9000 円につきましては、組合債元金償還金でございます。

2 目 利子、本年度 695 万 1000 円につきましては、組合債利子でございます。

次に 5 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費、本年度 1000 万円でございます。

以上が歳出でございます。

それでは、続きまして歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、8 ページ、9 ページにお戻り願います。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金、本年度 4 億 3784 万 8000 円につきましては、各市負担金でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が 1 億 9640 万 9000 円、寝屋川市負担金が 1 億 2955 万 5000 円、四條畷市負担金が 5186 万 5000 円、交野市負担金が 6001 万 9000 円でございます。

次の 10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 目 衛生使用料、本年度 11 万 3000 円につきましては、自動販売機設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に 3 款 財産収入、1 項 財産売払収入、1 目 物品売払収入、本年度 1 万円につきましては、科目設定でございます。

次に 4 款 諸収入、1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、本年度 1 万円につきましては、預金に伴う利子でございます。

次に 2 項 雑入、1 目 雑入、本年度 1010 万円でございます。この内容といたしましては、ペットボトル有償入札拠出金収入が 1000 万円、行政財産目的外使用に係る光

熱費が 10 万円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（漆原 周義君）　これから質疑に入ります。順次、質疑を許します。

まず、通告に従い、堤議員の質疑を許します。堤議員。

○1 番（堤 幸子君）　よろしくお願いいたします。平成 29 年度組合予算についてですが、予算書 19 ページの環境調査委託について質問させていただきます。この委託業務はどの業者が受託をしているのでしょうか。また、施設稼働以後過去の受託業者についてもお伺いいたします。

○議長（漆原 周義君）　理事者から答弁求めます。松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君）　堤議員の質問にお答えいたします。

環境調査委託につきましては、有害大気汚染物質測定業務、T V O C 検討分析調査業務、悪臭測定業務の 3 業務を委託しており、いずれの業務も施設稼働以後、一般財団法人関西環境管理技術センターが受託しております。以上でございます。

○議長（漆原 周義君）　堤議員。

○1 番（堤 幸子君）　同一の業者が受託しているということは、この間随意契約によるものだと思います。決算の際に物件費の構成比について資料をいただきましたが、平成 27 年度決算では物件費全体の 57.1%にも上ります。委託料は年々増加していると考えられます。また、稼働以来住民の皆様からは健康被害の訴えが出され、調査方法を検討してほしいとの声も上がっています。こうしたことを踏まえ、随意契約とする特別な理由がなければ、この契約案件についても例外なく入札による業者選定を行うべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（漆原 周義君）　松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君）　悪臭測定業務につきましては小額の契約でございますが、複数の見積り合わせを含め、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約を行っております。また、有害大気汚染物質測定業務及び T V O C 検討分析調査業務につきましては、調査項目である T V O C について北河内 4 市リサイクル施設組合専門委員会において確認された測定方法に基づき実施しており、施設稼働以後同様の測定方法を継続的に実施する必要があると認識しているため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用して随意契約としているものでございますが、今後、契約方法について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

す。

○議長（漆原 周義君） 堤議員。

○1 番（堤 幸子君） 要望をさせていただきます。施設稼働後住民の皆さんからは健康被害の訴えが出され、安全をどう検証するのかが問われています。施設稼働以来同様の測定方法を継続的に実施する必要があるということですが、今後、契約方法について検討されるということですので、住民との協議も踏まえ、悪臭測定、有害大気汚染の調査、測定などを行っていただきたいと要望し、質問を終わります。

○議長（漆原 周義君） これにて堤議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い、手塚議員の質疑を許します。手塚議員。

○2 番（手塚 隆寛君） 私のほうから質問させていただきます。第1番目に歳入の4款 諸収入 1011 万円の中で、2 項 雑入、ペットボトルの有償入札拠出金 1000 万円が計上されておりますが、直近のペットボトルの引渡数量、いわゆる再商品化量ですが、どれくらいなのか。また、ペットボトルの有償入札拠出金とはどういうものなのかをお聞かせいただきます。

加えて、プラスチック製容器包装では計上がなく、ペットボトルにおいてのみ有償入札拠出金が計上されている理由についてもお聞かせください。

○議長（漆原 周義君） 理事者から答弁させます。松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 手塚議員の質問にお答えいたします。

平成 27 年度の引渡数量は 767 トンでございます。

有償入札拠出金については、再商品化事業者が公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に料金を支払って引取りをした場合、その収入を市町村に対し落札単価と引渡数量に応じて拠出されるものでございます。

また、有償入札拠出金でペットボトルだけを予算計上している理由は、分別基準適合物をペットボトルの再商品化事業者は有償で引取り、一方、プラスチック製容器包装は再商品化事業者が処理費用を支払うことによるものでございます。以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 手塚議員。

○2 番（手塚 隆寛君） 今の、ちょっと分かりにくいところは後で要望させていただきますが、続いて、議会費において 195 万円の議員報酬が計上されています。枚方市では今般作られました京田辺との環境施設組合でも議員報酬は支給しないというふうになりました。ですから、このこと自身、事務局で判断するのは難しいと思いま

すけども、この組合における議員報酬も廃止に向けての検討をしてはいかがかと思えますが、ご見解をお伺いします。

- 議長（漆原 周義君） 松村事務局長。
- 事務局長（松村 泰則君） 議員報酬の取扱いにつきましては、組合議会での十分な協議が必要であるというふうに考えております。以上でございます。
- 議長（漆原 周義君） 手塚議員。
- 2 番（手塚 隆寛君） 続いて、ちょっと要望させていただきます。一つは先ほどのプラスチック容器包装は再商品化事業者処理費用を支払うとのことですが、本組合のプラスチック製容器の処理費用としてどの業者にどれだけ支払われたのか。こういうことはここでは分かりません。できればそういう分かるような資料を今後添付していただけたらなと思っています。

また、議員報酬については、一方では本来各議員は各自自治体で議員報酬をいただいていますから、その議員の仕事の一部として、またこのリサイクル組合の議員という職務もありますから、是非議員報酬についても本組合議会でも在り方自身の検討を行っていただきますよう、これも要望いたします。以上です。

- 議長（漆原 周義君） これにて手塚議員の質疑を終結します。
- 他に質疑はありませんか。皿海議員。

- 13 番（皿海 ふみ君） 交野市の皿海でございます。よろしく願いいたします。平成 29 年度予算案について幾つか質疑をさせていただきます。

1 点目に再商品化の事業者について、本組合のプラスチック類を再商品化する事業者について 29 年度の予定の事業者をお聞きします。

2 点目に環境調査についてお聞きします。施設の稼働以来周辺住民の皆さんの深刻な健康被害の訴えが今も続いています。改めて声をお聴きしますと、廃プラ処理の臭いを嗅ぐと体調が悪くなるので、ウォーキングや散歩もやめてしまったという方が多く、しっしんやせき、目の異常、窓も開けられないなど、今も当たり前の日常生活が奪われている方が多いことを改めて感じるどころです。これまでの議会でもこうした住民の皆さんの声に向き合って、この施設が周辺環境に与える影響をより正確にリアルに把握できるような環境調査に改善を行うよう、例えば活性炭の効果を改めて検証することや、ホルムアルデヒドの測定を 30 分ごとの連続測定とすることなど繰り返し改善を求めてまいりました。こうしたことも踏まえまして、29 年度の環境調査で何か改善を行う点はあるのかどうか、お聞きいたします。

次に、悪臭の測定調査についてお聞きします。施設周辺の臭いの問題は引き続き大きな問題です。施設の周辺ではもちろん、交野でも施設から近い星田西のマンションなどでは風向きなどによってはっきりと廃プラ処理の臭いが感じられる日がありますし、星田6丁目などでも廃プラ工場の前を通った時のような臭いが気になると、つい先日も住民の方から連絡がありました。現在、悪臭の測定調査は1年に1日のみ、しかも22種類の物質のみ測定していますが、これではとても施設周辺の悪臭の現状を把握することができないと思います。環境省は22の物質の規制だけでは対応できない悪臭が増えているために、臭気を人の嗅覚で総体として評価する臭気指数制度が今後の悪臭問題の解決に極めて重要だとしています。こうしたことも踏まえまして、悪臭測定調査は臭気指数の測定を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

併せまして、施設周辺の臭いで体調が悪くなる、また、夜に臭いが強くて眠れないことがあるなどの声が引き続き出されていることについて組合としてどのように認識しているのか、お聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（漆原 周義君） 理事者から答弁をさせます。松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 皿海議員の質問にお答えいたします。

まず、平成29年度の再商品化事業者につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施した入札の結果、プラスチック製容器包装は株式会社リサイクル・アンド・イコールに、ペットボトルについては平成29年度上半期分としてウツミリサイクルシステムズ株式会社に決定されております。

次に環境調査についてのご質問ですが、環境調査の方法などは施設稼働以後同様の測定方法を継続的に実施する必要があると認識しておりますが、今後、測定方法については施設周辺の自治会が参加する地域環境保全協議会での議論を踏まえて検討してまいります。

次に悪臭測定についてですが、悪臭防止法に基づき、寝屋川市で特定悪臭物質22物質の濃度による規制を告示しており、本組合においても特定悪臭物質の22物質を測定し、いずれも規制基準値を下回っていることから、臭気指数による調査を実施する考えはございません。

次に施設周辺住民の方からの悪臭の訴えについてですが、現在において本組合に対しては施設周辺住民の方から苦情等の訴えは直接聴いておりません。

以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 皿海議員。

○13番（皿海 ふみ君） 環境調査の方法等については、今後は様々な意見も踏まえ検討されてはいくということですが、29年度については改善するというお答えがありませんでしたので、大変その点については残念な思いでお聞きしました。改善すべき点について今後真摯に検討していただきたいと思います。

それから悪臭の問題ですけれども、施設周辺の臭いについて、一時期一番ひどい頃に比べれば少しましではないかとの声もありますが、先ほどのご答弁によりますと29年度は全てイコール社のほうで本組合のプラスチック類を処理していくということで、ペットボトル以外、28年度は約3分の2がイコール社のほうで処理していましたので、29年度イコール社での処理量が増えて、結果的にこの二つの施設から出る臭いが強く感じられることにもなりかねないのではないかなというふうに思いました。

それで、施設の周辺の臭いについて、最近では特に苦情はないというような、少し人ごとのようにも聞こえる答弁ございましたが、現実に住民の方が臭いで気分が悪くなると、窓も開けられない、外も歩けないというような状況があるという声をもっと組合として真摯に受け止めて、臭いの状況を自ら把握する姿勢が求められると思いますが、その点については再度お考えをお聞きしたいと思います。

それから臭気指数についてですけれども、現状の22物質が基準以下だということで、それだけでは実情がしっかり把握できない悪臭が増えているのではないかということで環境省のほうでも新しい臭気指数の必要性を推進しているわけですので、ここはほんとに真剣な改善を改めて求めたいと思います。それ意見として申し上げまして、先ほどの点について答弁よろしくお願いいたします。

○議長（漆原 周義君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 住民の声やご意見を受け止めることにつきましては、臭いの苦情等に関しましての間お聴きしておりませんというふうに先ほど答弁させていただきました。しかし、住民の方々の声やご意見をお聴きすることにつきましては大変重要なことであると認識しております。以上でございます。

○議長（漆原 周義君） これにて皿海議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入ります。討論はありませんか。堤議員。

○1 番（堤 幸子君） 議案第 3 号 2017 年度（平成 29 年度）北河内 4 市リサイクル施設組合予算に反対の立場で討論を行います。

まず初めに、稼働以来現在も周辺住民の皆さんが健康被害を訴えておられるのにもかかわらず、本年度予算がこれまでと変わらず、こうした住民の声に耳を傾けたものにはなっておらず、訴えに真摯に向き合っていないということが問題と指摘をさせていただきます。

環境調査については、施設が稼働されてから同じ業者に委託をされており、特定業者ありきの選定方法で行ってきたわけです。質疑のご答弁では、今後、業者との契約方法について検討され、さらに交野の皿海議員の質疑でしたけれども、測定方法についても協議会の方と議論を踏まえ検討するというご答弁でした。住民の健康被害は今も続いています。平成 29 年度から今の調査内容について住民の声に応えた適切な環境調査へ是非改善されるよう、ここは求めておきます。

今後、構成各市がこうした住民の健康被害を解決するために知恵を出し合うこと、そして全体のごみ量を減らす努力をするべきと申し上げ、反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（漆原 周義君） 他に討論はありませんか。山本議員。

○12 番（山本 景君） 平成 29 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の予算につきましては、リサイクルと言いつつも実際のところ多くのプラごみ等が焼却をされているという点で経済効率が極めて低い。それらについては詳細一般質問で述べさせていただきますが、そうしたことで反対をいたします。

○議長（漆原 周義君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（漆原 周義君） これをもって討論を終結します。

これから議案第 3 号を起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（漆原 周義君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には 15 分以内という時間制限の申合せがございます。また、発言回数は 3 回までですので、念のためにお知らせします。ただいまから順次質問を許します。

まず、手塚議員の質問を許します。手塚議員。

○2番（手塚 隆寛君） 一般質問させていただきます。

現在、当組合では先ほどありました容器包装リサイクル法に基づいてプラスチック製容器包装を再商品化されておりますが、容器包装の流れとお金の流れが大変分かりにくいので、その仕組みや流れについて一つはお尋ねしたいと思います。

また、先日テレビの報道など見ますと、和歌山市ではプラスチックごみも分別せずに一括焼却処理をする。経済効率からは一括焼却のほうが良いとのテレビ報道もありました。ごみ焼却施設の性能が向上しています。また一方で家庭でのごみ排出時、リサイクル工場での選別、更には再処理工場の選別等、分別する手間は大変なものがあると思います。そこまでしても再処理できないごみが残る。このような状況も現実にあると思います。和歌山市のような一括処理の動きが今後広がるようなことも予想されると思いますが、本組合としても4市においてこのような動きが始まることもあるかもしれないという考慮もする必要があるのではないかと思います。今後の需要予測など見通しを含めて考え直す必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（漆原 周義君） 理事者から答弁をさせます。松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 手塚議員の質問にお答えいたします。

容器包装リサイクル法に基づく仕組みについてでございますが、消費者は分別して排出し、市町村は収集、選別、異物除去等を行い、事業者は再商品化するという3者の役割分担を決めており、本組合は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と契約しており、当該協会が入札で再商品化事業者を決定し、本組合はその落札事業者に対し分別基準適合物を引き渡すという流れとなっております。

次に、現行のプラスチック製容器包装及びペットボトルの処理につきましては、構成4市がスケールメリットをいかし、限りある資源の有効活用の観点から循環型社会の構築に向けた事業を共同で行っており、組合事業の在り方の検討に当たっては構成各市において協議される課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 手塚議員。

○2番（手塚 隆寛君） 先ほどのプラスチック製容器包装の流れとか、お金の流れももうひとつ一般人には分かりにくいところがあると思いますので、是非もっと分かりやすい形で、一般市民が分かるような形での広報での記載とかいろんなことが必要ではないかということ要望としておきたいと思います。

また、プラスチックごみの一括処理の問題も、4市自身の動向を今後とも注視されて、今度どういうふうになっていくのか、丁寧な今後の見通しも含めて検討されることを要望いたします。

さらに先ほどから度々出ておりますが、現在も排ガスの影響だと健康被害や身体の不調を訴えられている住民の方々がおられることも事実であります。この方々への対応については、被害状況などの把握や話し合いなどを今、本組合として行っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（漆原 周義君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 健康被害についてのご質問ですが、体調不良を訴えられている住民の方がおられるということは承知はしておりますが、本組合施設の操業と健康被害に因果関係がないことは裁判結果及び公害等調整委員会の裁定結果においても明らかとなっております。しかし、住民の方々の声やご意見をお聴きすることは重要なことであると認識しております。この間本組合に対するご意見等はお聴きはしておりません。以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 手塚議員。

○2番（手塚 隆寛君） 最後に要望とさせていただきます。本組合施設の操業と健康被害に因果関係がないとの裁判結果及び公害等調整委員会の裁定結果があることは私も理解しています。しかし、一方で因果関係があるということをおられる学識経験者の方々もおられることも事実であります。個人差はあるものの健康被害を継続して訴えられている住民がおられる。この事実が大変重要ではないかと思えます。ですから、少なくともこの方々の健康被害の今の状況はどうなのか。そして当組合としてはどうすればいいのか。これについては恒常的に検討し、また、そういう方々との話し合いをする必要があるのではないかと思います。是非この方々のご意見や健康状態についてお聴きする場を恒常的に設けられることを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（漆原 周義君） これにて手塚議員の一般質問を終結します。

次に石本議員の一般質問を許します。石本議員。

○9番（石本 絵梨菜君） 寝屋川市議会の石本絵梨菜です。通告に従いまして一般質問を行います。

健康被害について、施設の稼働に伴い周辺住民が健康被害を訴えて、そして12年目を迎えています。周辺住民の皆さんからは健康被害をなくしてほしいとの切実な訴え

が今も続いています。現在も目がかゆい、しっしんが出るなどの皮膚粘膜症状や化学物質過敏症など様々な症状で苦しんでおられる方がおられます。また、健康被害については4市として市民の皆さんの声をしっかりと聴いていただき、廃プラ処理の在り方については周辺住民の方が訴えてこられた健康被害解消のためにも構成4市で十分な議論をしていただくことを要望します。

次に活性炭についてお聞きします。活性炭購入の予算は毎年増額となっています。平成28年では722万円、平成29年では812万円となっていますが、活性炭についてはどのように契約業者を決めているのか、お聞かせください。

また、活性炭の交換頻度についてはどのようにされているのか、お聞かせください。

三つ目に、活性炭の効果を考える上で活性炭の吸着能力や品質は大変重要なことと思いますが、購入予定の活性炭はどのようなものなのか、お聞かせください。

○議長（漆原 周義君） 理事者から答弁をさせます。松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 石本議員の質問にお答えいたします。

活性炭購入の契約方法についてですが、指名競争入札により購入業者を決定してまいりたいと考えております。

次に活性炭の交換頻度ですが、1階の大型の活性炭吸着塔は年2回、2階と4階のフィルター型の装置は年3回実施しております。

次に、購入予定の活性炭は原料となる素材が緻密で硬質なほど高品質の活性炭となることから、竹や木材などよりも硬質な炭になるヤシ殻としております。また、臭気の代表であるベンゼンのみならず、TVOC、トルエンも吸着させる必要があるため、吸着能力は30%以上を指定したものを購入する予定でございます。

以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 石本議員。

○9番（石本 絵梨菜君） ありがとうございます。活性炭についてですが、1階の部分に関しては年2回交換しているとご答弁いただきました。活性炭の効果についてはどのように考えておられますか。また、効果の検証についてはどのようにされているのか、お聞かせください。

○議長（漆原 周義君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 活性炭の効果、検証についてですが、本施設内の空気を活性炭に通過させることより有害物質を吸着除去する効果があると考えております。また、大気汚染防止法に基づき、ベンゼン等の環境基準項目4物質とアルデヒド類2

物質、独自のTVOCの測定をチャンバー室、敷地境界で年2回実施し、その測定結果は基準値を下回っておりますので、活性炭の効果が検証されていると考えております。以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 石本議員。

○9番（石本 絵梨菜君） 活性炭の効果については平成28年度の排出空気の監視モニターの結果を見ましても、交換した後もTVOCの高い数値が続いています。活性炭を交換した効果が見て取れないのではないかと思います。また、現在の測定方法では活性炭を通した後の数値しか測っていないので、活性炭がどの程度発生した化学物質を吸着、除去しているということも明らかではないのではないのでしょうか。これまでの議会の中でも繰り返し指摘されてきていますが、施設の稼働から9年が経ち、この間の稼働の実態も踏まえて活性炭の効果がどうなのか、適切な交換の時期はどうか、もう一度きちんと専門家も交えて検証する必要があると思います。是非検討していただくよう要望します。

また、健康被害については何度も述べてきていますが、現在も非常に健康被害で苦しんでおられる方がおられます。是非声を聴き、健康被害解消のためにも廃プラの在り方については構成4市で十分協議していただくことを再度強く要望し、私からの質問を終わります。

○議長（漆原 周義君） これにて石本議員の一般質問を終結します。

次に山本議員の一般質問を許します。山本議員。

○12番（山本 景君） 私からは通告に従いまして質問を走りますが、10点ありますので、かつ質問回数が3回を超えないということになっておりますので、三つに分けて質問をいたします。趣旨としては、今のリサイクル、4市のリサイクルは非常に無駄が多いのでやめてしまったほうがよいのではないかと。そこを分かるような形で質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに1点目といたしましては、平成27年度、まだ28年度終わっておりませんので、4市におけるプラスチック製容器包装、市で発生した廃棄量はこれ一体何トンになるのか。

2番目といたしましては、プラスチック製容器包装のうち、4市リサイクルに搬入された量は何トンか。

三つ目といたしましては、4市におけるプラスチック製容器包装のうち、4市リサイクルから搬出された量は何トンなのか。

四つ目といたしましては、平成 27 年度における各再商品化事業者へのプラスチック製容器包装の搬出量は、これ三つに分けておりますので、それぞれ何トンになるか。

これら 1 から 4 を受けて 5 点目といたしまして、この場合平成 27 年度におけるプラスチック製容器包装のリサイクル率は何%という計算になるのか。

以上 5 点お伺いしたいと思います。

○議長（漆原 周義君） 理事者から答弁をさせます。松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 山本議員の質問にお答えいたします。

平成 27 年度の構成 4 市全域でのプラスチック製容器包装廃棄量については、把握しておりません。

プラスチック製容器包装の搬入量と排出量については、ペットボトルとプラスチック製容器包装は混載で収集していることから、プラスチック製容器包装だけの搬入量は把握しておりませんが、平成 27 年度の本組合への搬入量は 1 万 746 トンで、本組合から再商品化事業者へ引き渡した平成 27 年度のプラスチック製容器包装は 9451 トンでございます。

業者別は、株式会社リサイクル・アンド・イコール 5254 トン、J F E プラリソース株式会社 3714 トン、福井環境事業株式会社 483 トンです。

平成 27 年度の本組合への搬入量 1 万 746 トンのうち、再商品化事業者に引き渡したペットボトル 767 トン、プラスチック製容器包装 9451 トンの計 1 万 218 トンから算出するとリサイクル率は約 95%となります。

以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 山本議員。

○12 番（山本 景君） 今の答弁だと 95%がリサイクルされたという答弁だったと思います。しかし、普通に考えて当たり前の話かもしれませんが、ごみがどれだけ発生をして、それを再商品化して、最終的に消費者に渡った。それをもって本来だったらリサイクルだと私は考えます。例えば 10 のごみが発生をして、1 がリサイクルされたんだったら 10 の 1 で 10%です。しかし、現在の枠組みというのはそのようになっているわけではなくて、まず 4 市でどれだけのプラごみが発生をしたのか。これ把握をしていない。じゃあ、これ何をもってリサイクル率を計算しているかと言ったら、当該施設、この施設にどれだけのプラごみが搬入されたかということ、そしてそのうちリサイクルというのはあくまでリサイクルをしている事業者に渡した。渡したことをもってリサイクルしている。これは一体どこがリサイクルなのか。そのリサイ

クル事業者が実際どう処理をしているのか。もしこれが捨てていたとしても、それでもこれリサイクルと言っているというのが、今の4市のリサイクルの現状なんです。これはいい言い方をしたらまだ誤解を招くという体ですが、悪い言い方をしたらリサイクルに名を借りた詐欺に近い行為だと、私はそのように考えております。

これをもうちょっと明らかにするために併せて質問をいたしますと、では平成27年度における再商品化事業者の再商品化率、実際渡しましたどれだけがこれ商品になったのかをお伺いしたいのと、もう1点、平成27年度4市で廃棄されたプラスチック、さっき分らないと言っていました、それがリサイクルされ、実際4市で廃棄されたプラスチック製容器包装のうち何%が再商品化されたのか、お伺いします。

○議長（漆原 周義君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） まず、各再商品化事業者の再商品化率は何%かということでございます。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページによりますと、平成26年度の材料リサイクルで引き渡した量は33.2万トン、再商品化製品は16.8万トンで約50%、ケミカルリサイクルで引き渡した量は32.1万トン、再商品化製品は26.9万トンで約84%が再商品化されており、その率を本組合の再商品化事業者への引渡乗に乘じますと、再商品化率は約63%と試算できます。以上でございます。

○議長（漆原 周義君） 山本議員、質問は、再商品化率は何%かという質疑でしたね。今それを一応63%という答弁なので、試算すると。そういう答弁です。

○12番（山本 景君） 4市で廃棄されたプラスチックのうち、そこは分からないから回答が分からないじゃないとおかしいと思うのですが。

○議長（漆原 周義君） 再度答弁を求めます。松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） そもそも4市域で発生した廃プラの量というのが把握できてませんので。あくまでも容リ協会が示した、それぞれ材料リサイクル事業者、ケミカルリサイクルの再商品化率を当てはめて算出したものでございますので、4市そのもののそれに相当する率というのは基本的には把握できないものだというふうに思います。

○議長（漆原 周義君） 山本議員。

○12番（山本 景君） 初めのところの答弁とただいまの答弁を合わせて言うんですが、結局リサイクル率は95%でいっているんです。しかし、先ほどの答弁だと再商品化率にすると、これ平均すると63%です。95と63、一体どっちが正しいんかという

話にはなると思っている。これは結局のところ事業者さんのリサイクルしている分、事業者さんに渡したらリサイクルということにしているから 95%になってしまうんであって、実際渡した事業者さんだって全部再商品化できるわけじゃないんです。燃やしている部分もあります。結果的に 63%になってしまっている。更にリサイクル率というのは高めに見せるために、これは法とかそういった問題もあるとは思いますが、そのような制度になっていると私は考えますし、そもそも 4 市でどれだけのプラスチックのごみが発生したか、それすら把握していないという中での 4 市のリサイクルというのはどうなのかなというふうに考える次第でございます。

3 回目の質問といたしましては、そうした状況を考えると、そしてまた 4 市リサイクルにおいてこちらで一回様々な分別をやって、更に再商品化事業者のほうで合わせてまた分別をしている。結果として双方が分別をしていて、トータルで多額のお金を使っているという状況でございますけれども、双方が分別をするというのは大変無駄だと私は考えますが、それについてのご所見をお伺いいたします。

二つ目といたしましては、再商品化率とリサイクル率、二つこれ非常にややこしいんですけど、なぜ異なるのかについての 4 市リサイクルとしての見解をお伺いいたします。

併せまして、ケミカルリサイクルについて、さらにこれ実際調べてみると、製鉄所で焼却していると。そういうのが現状であって、またマテリアルリサイクルについても半分は確かに再商品化しているんです。しかし、残りについては焼却している。焼却で熱回収。我が国においては燃やして熱回収をしたとしても、それもリサイクルだというふうに、法自体を変えてしまってリサイクル率に算入しているというのが現状なんですけれども、そうした現状を考えると、4 市リサイクルなんてやめてしまったほうが良いと私は考えますが、それについてのご所見をお伺いいたします。

○議長（漆原 周義君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 本組合と再商品化事業者における選別についてのご質問ですが、容器包装リサイクル法につきまして市町村の役割として、収集、選別、異物除去などを行い、分別基準に適合することが規定をされております。また、再商品化事業者における選別は再商品化のための工程における作業であると認識しております。

次に再商品化率とリサイクル率は異なることについてでございますが、リサイクル率とは、発生した廃棄物のうち回収した資源量の割合であることから、本組合に搬入

された量のうち再商品化事業者へ引き渡した量から算出されます。一方、議員が言われる再商品化率は、再商品化事業者が引き取った量のうち実際に再商品化製品になったものの割合であることから異なるものと考えております。

次に4市組合におけるリサイクル処理についてですが、本組合における構成4市の共同処理は、限りある資源の有効活用の観点から循環型社会の構築に向けた事業であることから、構成各市において協議される課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（漆原 周義君） これにて山本議員の一般質問を終結します。

以上をもって一般質問を終結します。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

北川管理者。

○管理者（北川 法夫君） 平成29年第1回北河内4市リサイクル施設組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日もご提案申上げました4件の案件につきましては、いずれもご承認、ご可決を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内4市リサイクル施設組合の事業推進のため、一層のご指導、ごべんたつを賜りますようお願いいたします。

間もなく3月となりますが、まだまだ寒い日が続いております。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をされるとともに、今後ますますのご活躍を心からお祈り申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（漆原 周義君） それでは、閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

本日、平成29年第1回定例会の全ての日程を終えることができました。議員の皆様、理事者の皆様、及び全ての関係者の皆様のご協力に心からお礼を申し上げます。

今後とも、管理者を始めとして理事者の皆様におかれましては、適正かつ円滑な事業の推進に一層の努力をされますようお願い申し上げます。

議員の皆様方には、それぞれの議会で3月定例会を始め、お忙しい時期を迎えられるかと思っておりますけれども、健康には十分ご留意いただきまして、今後ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、閉会の挨拶とさせ

ていただきます。

以上をもちまして、北河内4市リサイクル施設組合議会平成29年第1回定例会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

(午後3時11分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 漆原周義

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 森本勉

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 山本景

平成29年2月22日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成29年第1回定例会付議事件結果一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成29年2月22日	決 定	会期1日間
報 告 第 1 号	専決処分の報告	平成29年2月22日	承 認	
議 案 第 1 号	北河内4市リサイクル施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正	平成29年2月22日	原案可決	
議 案 第 2 号	平成28年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第2号)	平成29年2月22日	原案可決	
議 案 第 3 号	平成29年度北河内4市リサイクル施設組合予算	平成29年2月22日	原案可決	
—	一般質問	平成29年2月22日	許 可	手塚 隆寛 石本絵梨菜 山本 景